

小田原市地域センター条例の一部改正について

1 改正の背景

川東タウンセンターマロニエの開館当初から、2階の1室を使用し、生涯学習課がまなびの相談室を設けていましたが、平成30年4月1日に相談事業を生涯学習センターけやきに集約しました。

このことで空室が生じたことから、地域づくり活動の活性化及び支援並びに生涯学習活動の推進を図るため、次のとおり（仮称）集会室206として供用を開始することとし、その設置に関し必要な事項を定めるため、小田原市地域センター条例の一部改正を行うものです。

（（仮称）集会室206の概要）

- 1 川東タウンセンター2階、面積33㎡、利用定員8名
机、椅子を配置し、少人数の打合せ等にご利用いただけます。

2 改正内容

- （1）小田原市地域センター条例
別表に「（仮称）集会室206」を追加します。

3 施行年月日

平成30年7月1日予定